

全日本サーフキャスティング連盟 大阪協会 10 月度理事会議事録

平成 22 年 10 月 20 日（水）午後 7 時～

於：大阪産業創造館 6 階会議室 E 出席クラブ 42 クラブ(欠席クラブ無し)

池田協会長挨拶

- ・各行事が続くシーズンですが、先日、協会のキャスティング大会が初めての場所で開催されました。雑草が生えていましたが良い場所であったと思います。今後も是非皆さんの参加をお願いします。
- ・藤原副会長を議長として 19 時 5 分議事に入る。

第 1 号議案 全日本サーフキャスティング連盟本部 10 月連盟本部役員会報告（池田協会長）
(連盟議事録から転載)

日時：平成 22 年 10 月 6 日（水） 場所：新大阪丸ビル

■審議 1

全日本キャスティング選手権大会 PT 兵庫協会

谷後 PT 責任者

- ・参加明細を報告いたします。1 種目 9 名/2 種目 6 名/3 種目 10 名/4 種目 14 名/5 種目 A13 名/5 種目 B7 名/6 種目 6 名/S T A16 名/S T B23 名/女性種目 2 名/ポイント種目 8 名の合計 114 名です。尚、合計数には友好団体である NSC から 1 名と台湾遠投運動協會より、選手 3 名（役員 2 名は合計外）の参加も、含まれております。

松井 SC 部長

- ・表彰数を明記した資料を配布します。数は規定の 20% で算出しておりますので、確認願います。尚、選手から種目別参加数に見合う表彰数に見直してほしいとの声が届いております。

連盟会長

- ・今大会は規定通りで願います。見直しについては、来期の審議事項としてください。

議長

- ・SC 部提出の選手権表彰数について採決をお願いします。賛成多数により、了承いたします。尚、承認は 11 月常任理事会に於いて追認要請をいたします。

松井 SC 部長

- ・締め切りを過ぎての申し込みについてですが、すでに出来上がっている書類の修正や再コピーによる経費増が発生するので、期日は厳守してください。

谷後 PT 責任者

- ・それについては、当人から宿泊ホテルの予約もしていることに加え、SC 部長および自身の所属する協会長にも連絡しているとの強い懇請で、認めた。しかし、次回から期日オーバーは認めないことを、協会長や協会関連部署に申し伝える。

連盟会長

- ・期日厳守は当然のことである。しかし、大会参加、しかも追加参加に限ってのことだが、連盟会議に明細書類を提出する以前や経費にも影響を与えない段階であるなら、その是非は PT の判断に任せる面があっても良いと思う。

■審議 2

第 93 回全日本カレイ投げ釣り選手権大会 PT 大分協会

井上 PT 責任者欠席のため大田事務局長が代行する

- ・大会参加バッジのデザインに 4 点応募がありました。掲示板に作品を展示しているので、その中から、採用作品 1 点を決定願います。

議長

- ・4 点それぞれに挙手でお願いします。二つの作品が同数です。したがって再度、挙手願います。・・・採用作品の提出者を、事務局長ご紹介ください。

大田事務局長

- ・採用作品の提出者は備後協会・三原サーフ・三瀬芳則さんの作品です。尚、三瀬さんには金バッジと全日本サーフオリジナルボールペン。他の提出者にもオリジナルペンを進呈いたします。

■審議 3

継続審議事項

- ・大物部 部長欠席のため、池田大物次長。
今月は部会を開いておりません。したがって関連報告は 11 月におこないます。

事故防止部 谷後事故防止部長

- ・事故防止規定の改定案をまとめましたので、配布いたします。コピー後に欠落部分がありましたので追記願います。それ以外に主な改定事項として釣り場での飲酒禁止は連盟主催大会としている。

連盟会長

- ・飲酒の件だが、協会主催大会なら、結構と解釈してもらっては困る。しかし、事細かく規定に明記するより、遵守すべき基本として、「釣り人としての基本的心得」と謳っている。協会大会であっても、連盟規定に準じるとご理解願う。

役員

- ・渡船利用は正規の業者としているが、プライベートにおいても同じなのか？

谷後事故防止部長

- ・プライベートであっても、同じと解釈してほしい。

役員

- ・連盟および協会が主催する大会なら、正規渡船利用とするのは分かるが、プライベートにまで規則を当てはめるのは、活動の縮小を促すことに等しい。

役員

- ・プライベートであっても危険は一緒である。

連盟会長

- ・団体行動には統一した規則が必要です。しかし、プライベート於いては自己判断・自己責任が原則に思う。したがって規則適用の範囲を広げるのは慎重に願いたい。

金田筆頭副会長

- ・プライベートであっても、渡船は遊漁船登録をおこなっている業者を利用するのが好ましいと訂正すれば良いと思う。

議長

- ・追記事項もあるので、修正した事故防止規定を 11 月常任理事会で配布・審議といたします。

SC 運用規定の追記

松井 SC 部長

- ・連盟記録を公認する大会として「北日本 SC 選手権大会」を加えることは 9 月の会議で決定しております。11 月常任理事会には、開催条件などを明記した SC 改定規定を提出いたします。

■審議 4

事務連絡

大田事務局長

- ・連盟会長・副会長・協会長・本部役員会議（略・年末会議）の議案とする協会および本部の懸案事項がありましたら、11 月常任理事会（10 日）に於いて提出してください。欠席の場合でも、期日同じで事務局長宛に、文書でお送り（メール可）願います。尚、期日を過ぎたものは受付いたしませんので、ご注意ください。
- ・年末会議（12 月 4 日土曜）および年末総会（5 日日曜）の案内ですが、10 月中には該当者まで届くよう、発送いたします。

伊達編集次長

- ・平成 23 年度版投げ釣り手帳の中で、協会関連の箇所に変更がありましたら、10 月末日で

編集部（伊達）まで提出願います。次に会報の新企画「釣りと私の人生」の執筆依頼文を本日配布する予定でしたが、持参するのを忘れております。したがって議事録と一緒に送ります。

金田筆頭副会長

- ・手帳のサイズを大型化すると聞いていたが、どのようになっているのか。

伊達編集次長

- ・携行に、かさばることと、価格も高くなるので、すでに廃案になっている。

池田大物次長

- ・手帳の大物・特別大物獲得者の文字が小さいので読み辛い、改善できないか。

伊達編集次長

- ・あまり活用されていない度量衡換算表や郵便料金表をカットして、指摘部分の解決を図りたい。また、潮見表について海上保安庁と暦作成所の計算式が違うことから、月によって中潮が 4 回あるところ 3 回となっている。

キス段位制について 帷企画部長

- ・対象大会の内、メーカー主催の大会が 10 月中旬には全て終了すると聞いている。したがって昇級・昇段についての申告案内を 11 月常任理事会案内と一緒に送ります。また、今年度は一級の昇級者がいましたが、来年度には段位獲得者が輩出されます。

宗貞監査役兼事務局次長

- ・昇級の対象には、SC 大会に参加とあるがその場合、どのような書類を提出すれば良いのか。

帷企画部長

- ・参加した競技会の成績表（写し）を企画部に提出してください。

■審議 5

その他

日本記録承認について 池田大物次長

- ・日本記録魚の承認方法について、申請期日によっては常任理事会を待っておこなうことが決定していると聞いた。議事録にそのことは明記されていないので、前書記として保管してある会議テープを確認したところ「本部役員会でも承認する」とだけの文言であった。

連盟会長

- ・記録は連盟会議で承認するまでは非公認である。会員の思いからすれば一日も早い承認を望むのは当然に思う。したがって毎月の会議は連盟会議である以上、記録の承認作業をおこなうことに不合理はない。また、会員の利益でもある。

クリーンアップについて 渡辺環境部長

- ・実施状況は、4 協会を残すのみであるが、事前に届け出されている実施日を過ぎても、終了報告がない協会がある。ホームページ掲載のこともあるので、終了後 2 週間を目処に、終了報告をしていただきたい。
 - ・年初にお願いした協会長のコメントだが、再三の要請にも関わらず備後と青森の二協会から、得られない。諸事情あるとは思いますが連盟の方針です。
- よろしく願います。

連盟会長

- ・収集したゴミについてだが、行政の協力が得られないことにより、参加者各自に持ち帰るよう、指示している事例があると聞いた。しかし、このことにより、途中放棄など、処分が不完全になることが懸念される。協会役員の方には、お手数をお掛けするが行政に対し、処分の協力に応ずるよう粘り強く交渉してほしい。

渡辺環境部長

- ・行政との交渉窓口および方法について、三協会から有意義な事例を伺っている。それらを参考に、環境部として手助けを図るよういたします。

宗貞監査役兼事務局次長

- ・清掃場所と集積場所の区域が別々のところだと、行政は管轄外だと協力を渋る。しかし、その辺りを踏まえて交渉する必要もある。

金田筆頭副会長

- ・行政も最近はゴミ袋の提供や収集についても、協力的になっている。活動の趣旨や要請の身を詳しく説明することも必要だと思う。

連盟会長立候補届けの確認事項

- ・届け出の締め切りは 10 月 31 日（日）です。
- ・書式は問いませんが、本人自署のうえ、捺印が必要です。
- ・届けは本部事務局長まで、配達証明として郵送願います。
- ・締め切りの期日を過ぎたもの、あるいは郵送以外の方法で、提出されたものは受付いたしません。

◎池田大阪協会長

- ・今年度より、大阪協会長就任いたしました。協会各位には、盛大な激励の会を催していただき、誠にありがとうございました。新任とすることで、何かと不手際もあるかと思いますが、その節は何とぞよろしくご指導いただけます よう、お願い申し上げます。

第 2 号議案 第 127 回協会秋季大会について（PT：大阪サーフ）

- ・会場ごとの審査担当クラブと立ち会いクラブの発表があった。
 - ②熊 野会場 30 名参加——審査・長居 FC 立合・大阪釣友 S
 - ③中 紀会場 89 名参加——審査・大阪 S 立合・サーフ和
 - ④泉 南会場 27 名参加——審査・貝塚 S 立合・高石 S
 - ⑤下津井会場 62 名参加——審査・大阪アングラーズ 立合・なにわキャスト
 - ⑦淡 路会場 36 名参加——審査・アワジ FC 立合・大阪黒潮 S
 - ⑧境 港会場 10 名参加——審査・大阪若潮 S 立合・サライズ S
 - ⑩坂 出会場 34 名参加——審査・大正 S 立合・関西投友釣クラブ
- ・昨年事故があったので、各自充分注意をしてほしいとの要請があった。
- ・参加人数の関係で、本賞の表彰を 30 位までとする旨報告があった。

第 3 号議案 夏期 SC 通信大会について（片岡 SC 副部長）

- ・10 月 3 日に開催された夏期 SC 通信大会の結果報告があった。
- ・詳細は協会 HP 参照との事。

第 4 号議案 全日本 SC 選手権大会について（小山 SC 部長）

- ・10 月 17 日に広島で開催された全日本 SC 選手権大会の結果報告があった。
- ・大阪からは、協会長を含め 5 名参加と結果報告があった。5 種目 A で沢田選手が 2 位となり 5 種目 A と 6 種目で日本記録が出たとの報告があった。

第 5 号議案 第 93 回全日本カレイについて（事務局）

- ・本日、参加受付を行っている、以後の受付は行わないので必ず帰りまでに申込をしてほしい。

第 6 号議案 大阪・兵庫合同納竿大会について（事務局）

- ・要項について意見を聞くが、特に無いのでこの内容で兵庫協会と進めていく。
- ・参加申込については、11 月理事会にて行います。

第 7 号議案 年末総会の協会提案事項について（池田協会長）

- ・先月の理事会にて提案事項をお聞きした全キス、全カレイ、クラブ対抗キスにおける参加バッチの廃止については提案する。
- ・提案事項ではないが、会員の増強をするために、専門部会の立ち上げについて、意見を伝えるとの報告があった。

第 8 号議案 協会行事開催当日の個人釣行について（池田協会長）

- ・先月も議論を行い、各クラブに持ち帰って頂いたが意見があれば、言ってもらいたい。
*クラブで話を行ったが個人釣行までは禁止できない。

※ここで、出席理事に個人釣行を禁止するか、挙手を求め、禁止しないが多数を占める※

- *理事に意見を聞き、個人釣行までは、禁止できないとの理事が多数を占めたが、多数決で決めるべき内容では無いのではないか。
- *個人釣行を認めるのは、大会等にて、当初参加できないとの話であったが、当日急に予定が無くなり、大会等には参加できないので、個人釣行に切り替えた場合のみである。当初から別の大会等に参加したなどは、問題外である。
- *クラブでは、先程の意見とは反対になるが、いかなる理由があっても個人釣行は認めていない、理由は協会行事の重みを分かってもらうのと、枠を広げた場合、協会行事が成立しない可能性も出てくるのではないか。規定をどこまで縛るのか難しいと思う。
- *協会長、もしくはクラブ会長に届ける事も必要ではないか。
- *協会行事を優先するのは当然である。
- *規約に個人釣行の禁止を定めるのは難しいのでは。
- ・協会としては、表現の方法を考えていく。

第 9 号議案 協会大物トーナメントについて（湯浅大物事務局長）

- ・大物釣りの企画を考えた（案）を配布し説明を行った。
 - ・①全員が参加出来る大会を行う。②選抜をして名人を決める大会を行うとの 2 本柱とする。
 - ・①は、大会期間（年 4 回）と魚種を定めての魚拓ダービーとする。
 - ・②は、魚拓ダービーの上位 3 名と協会各種大会の上位 5 名、10 月申請までの大物申請上位 10 名の計 51 名で大物名人戦を開催する。（時期、場所は未定）
 - ・参加エントリーは、事前申込制とする予定。
 - ・新しい試みであるので、詳細については、今後皆さんと協議を行っていくつもりである。
- 全員の、拍手にて、開催する事に決定された。

その他

- ・事故防止規定の見直しに対して意見があった
*長年クラブ内で飲酒について危険を伴わない時は認めてきているが、禁止となると大会に参加しない会員も居てるので自粛程度にはならないのか。規定の改正は、常任理事会や本部役員会で決定できるのか。
- *例会時にしか仲間とあって、釣りに差し支えない程度に飲酒をする事がある、常識を越える時は、クラブ内で注意すれば良いのではないか。
- *例会はバスで行っており、バス内での飲酒を楽しみにしている会員も居てる、自粛にならないのか。
- *禁止の文言を入れなくて飲酒のルール等の啓発にするべきではないか。

池田協会長

- ・連盟の規定は年末総会で承認される、今、本部役員会・常任理事会で話しをしているのは審議中であり決定はしていない、総会では決定した事の承認をもらうだけであり、今の次点で議論する必要がある、今言われている意見は、飲酒・救命具・ヘルメット等細かい事が書かれている。規定としては飲酒禁止が決まっていますが、釣人の心得であるのではないのでしょうか、連盟として飲酒を認める訳にはいかなく、議論すると飲酒禁止になってしまう。
- ・協会として、連盟に意見を言う事とする。
- ・キス段位制の締切は、来月の理事会までとの報告があった。

20 時 50 分閉会